

「沖縄県動物愛護管理推進計画（素案）」に対する意見公募の結果について

「沖縄県動物愛護管理推進計画（素案）」に対する意見公募の結果について

平成 21 年 2 月 3 日

沖縄県福祉保健部薬務衛生課

「沖縄県動物愛護管理推進計画（素案）」について、平成20年8月29日から平成20年9月29日まで、県のホームページ等において、広く御意見を募集しましたところ、138の個人・団体（個人：133、団体：2、不明3/県内：18、県外：115、不明：5）、延べ3,271件の御意見が寄せられました。

提出された御意見及び御意見に対する沖縄県の考え方は、以下のとおりです。なお、同様な趣旨の御意見につきましては、適宜集約させて頂きました。また、同一人からの同一の御意見につきましては、1名1件として計上しております。

今回、御意見をお寄せ下さいました皆様の御協力に、厚く御礼申し上げます。

下表「反映区分」について

- A：御意見の趣旨に添って、素案の修正（追記）をおこなったもの。
- B：御意見と素案の趣旨が同じか、既に実施している又は実施に向け検討しているため、素案の修正（追記）をおこなわなかったもの。
- C：素案の修正（追記）は行わないが、今後の施策の実施にあたり参考又は検討させていただくもの。
- D：御意見の趣旨が素案に反映できなかったもの。
- E：その他（質問や感想、素案の体系外への意見等）

| 章  | No. | 提出された御意見   | 意見数 | 御意見に対する県の考え方   | 反映区分 |
|--|-----|--|-----|--|------|
| <b>第1章 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針</b> |     |  |     |  |      |
|  | 1   | 当会実施の全国動物行政アンケート調査によれば、沖縄県では猫の引取りに際して成猫と子猫の区別をしていません。これを区別して統計を出し、不妊去勢の必要性の根拠として示すことが必要と考えます。  | 1   | 平成19年度集計より、犬ねことも成熟個体と幼齢個体を区分して計上しております。  | B    |
|  | 2   | 現状では、捕獲・収容された犬は2日間の公示を行うとしていますが、「非常に人に慣れた犬もあり、逸走したあるいは遺棄された可能性も否定できない」ともあります。返還するためには2日の公示では短すぎることを、期間を延長して返還率を高めることを課題とする必要があると考えます。<br>また、犬の引取り数は過去10年で65%減少していながら、捕獲犬の減少は25%とのこと。この理由を分析する必要があると考えます。 | 2   | 沖縄県では、犬の返還率の向上を図る観点から、公示及び収容期間を5日間（土日や祝日を含めると実質7～8日間）としております。                        | B    |
|  | 3   | 譲渡可能な犬にかんしては積極的に譲渡を行って欲しいです。   | 1   | 御意見の趣旨につきましては、譲渡要領を見直し、一般譲渡（飼養者譲渡）のほか、新たにボランティア譲渡等を設け、より多くの犬ねこに生存の機会が与えられるよう努めております。 | B    |
|  | 4   | 現状では、「捕獲・収容される犬の大半が首輪はあるものの、鑑札・注射済票、迷子札などの所有者を特定できるものを装着していない」となっています。所有者明示を最重要課題とし、具体的な対策を示すべきと考えます。  | 2   | 御意見の趣旨につきましては、施策（2-4）に記述しておりますが、より具体的な対策については、施策の実施にあたり検討して参ります。                     | C    |

|    |  |   |   |       |
|----|--|---|---|-------|
| 5  | <p>現状では、沖縄県では平成19年度には344頭の犬と64頭の猫を一般譲渡しており、「原則全ての犬ねこの避妊・去勢手術及び寄生虫検査等（健康チェック）を行って譲渡して」とのことです。動物愛護センターで行政獣医師が避妊去勢手術を実施している自治体はまだ数えるほどしかなく、高く評価できます。</p>  | 2 | <p>今後とも可能な限り、譲渡犬ねこの避妊去勢手術及び健康チェックに努めて参ります。</p>  | B     |
| 6  | <p>県の業務概要によると、宮古と八重山地区の保健所に収容される犬について、捕獲が約400頭もあるのに返還が0となっておりますが、これはどういうわけでしょうか。このほかに引き取りの犬が約300頭あり、引取りの猫と合わせて800頭以上が、船便で本島に運送され動物愛護センターで処分に付されるとのことです。宮古や八重山地区でも譲渡を行い、長距離輸送に耐えられない個体については現地で麻酔薬投与による安楽殺処分とする措置は検討できないのでしょうか。現地に焼却炉がないとのことですが、その場合は死体を冷凍して運ぶという案が考えられます。</p> | 2 | <p>動物愛護管理センターの業務概要には宮古・八重山地区の返還、譲渡数は記載しておりません。<br/>         なお、宮古・八重山地区でも返還及び譲渡を実施しております（H19年度は宮古：譲渡9/返還14、八重山：譲渡25/返還34）。また、輸送に耐えられない個体については、現地で麻酔薬投与による安楽殺処分をおこなっております。</p> | B     |
| 7  | <p>現状では、苦情相談の31%が行方不明の犬についての問い合わせでは、犬の捕獲依頼が18%とあり、動物行政への要望の半数が犬の放し飼いや逸走に起因しています。今後の課題として、所有者明示の義務付けを行うことが望まれます。<br/>         多頭飼育については、今年県が飼い主を告発した例がありますが、未然に防止できるように早い段階から行政指導できるようにすることが必要と考えます。今後は一定数以上の飼育については、届出制や立ち入り調査を可能とするような措置を設けることを課題にあげていただきたいと思います。</p>       | 2 | <p>御意見の趣旨につきましては、狂犬病予防法に基づく鑑札、注射済票の装着徹底を推進して参ります。また、多頭飼育については、早い段階から指導ができるよう市町村と連携し、現状把握に努めて参ります。</p>   | C     |
| 8  | <p>犬による咬傷事故では「飼い犬の「放し飼い」が原因による事故が最も多い」と記されていますが、現状の記述では「犬舎等に係留中」が49頭（34.5%）と最も多く、「放し飼い」は38頭（26.8%）」とあります。なぜ係留中の事故が最も多いのか、それぞれの状況を調査して対策を取る必要があると考えます。</p>  | 2 | <p>【現状】、【課題】、【展開】の該当箇所で文言に齟齬が生じていることから、修正いたします。また、事故原因を分析し、原因に応じた対策・指導に努めて参ります。</p>   | A     |
| 9  | <p>インターネット等による通信販売の広告においても、動物取扱業の登録の表示が義務付けられており、更なる指導を進めて行くことを課題としてください。<br/>         特定動物は、人や人の財産（飼育動物など）に危害を与えるおそれのある動物ですが、その一つに闘犬があります。沖縄県では幼い子どもが闘犬のピットブルにかみ殺された事件があり、そのために「闘犬種等適正飼養管理指導要領」（平成9年4月1日施行）を定めていますが、その後もなお事故が発生しています。闘犬の飼育規制の強化を検討課題にしていきたいと思います。</p>       | 1 | <p>インターネット等による通信販売の広告につきましては、施策（2-5）に追記いたします。また、闘犬の飼育規制の強化については、現行では困難と考えますが、施策（2-2）に記述のとおり適正管理について指導を強化して参ります。</p>   | A / C |
| 10 | <p>沖縄には絶滅のおそれのある固有の希少生物が多数存在しています。外来動物の持ち込み及び遺棄の禁止の周知徹底を広く啓発普及するために、自然保護部局との連携、協働も課題としてください。</p>   | 1 | <p>御意見の趣旨につきましては、捨て犬捨てねこ防止キャンペーン等において、自然保護部局と連携し、動物の遺棄防止のための普及啓発に取り組んでおりますので、該当箇所に追記します。</p>  | A     |

第2章 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

|    |   |     |  |                                  |
|----|---|-----|--|----------------------------------|
| 11 | <p>行政の収容動物の殺処分は、複数の獣医師の判断で回復の見込みが無く、痛み等の苦痛で苦しんでいる動物以外は譲渡返還目標を100%とし、上記に述べた以外の動物の殺処分は、今回の10ヵ年計画での最終目標を0とするべき。</p>  | 107 | <p>計画では現実的な目標値を設定すべきと考えます。譲渡については、犬ねこ個々の譲渡適正を判断し譲渡していることから、100%譲渡することは、困難と考えます。また、殺処分数については、半減することを目標としていますが、可能な限り数値目標以下となるよう施策を推進するとともに、早期に目標値が達成されれば、その時点で新たな目標値を設定することを考えております。</p> | D                                |
| 12 | <p>動物の殺処分方法は、個体ごとの麻酔薬による安楽死に移行するべき。</p>   | 104 | <p>今後の検討課題とさせていただきます。なお、離島においては、負傷動物を含め輸送できない犬ねこについては、既に麻酔薬を使用しております。</p>  | C<br>(一部B)                       |
| 13 | <p>第2章1の1 指標名1「犬ねこの処分率」について<br/>                 1. 計画期間における10年後の目標を「5割削減」から「9割削減」に変更して下さい。<br/>                 2. 犬、ねこの処分目標数を別々に設定して下さい<br/>                 3. 削減の目標値を年度別に示して下さい。<br/>                 4. 殺処分削減のため、「引取数」を減らす改善策を追加して下さい。</p> | 1   | <p>1. つきましては、計画では現実的な目標値を設定すべきと考えます。<br/>                 2. 3. つきましては、関係箇所を追記します。<br/>                 4. つきましては、施策(2-1)及び施策(3-1~3-5)の周知、啓発のほか、引取り手数料の有料化を検討しております。</p>               | 1.: D<br>2.: A<br>3.: A<br>4.: C |
| 14 | <p>犬・猫の殺処分の廃止を求める。</p>  | 1   | <p>御意見の趣旨につきましては、現時点で収容動物の殺処분을廃止することは困難ですが、可能な限り数値目標以下となるよう施策を推進して参ります。</p>  | D                                |
| 15 | <p>ボランティア、一般、業者などで多頭飼育している場所を各市町村で把握し、頭数だけで多頭飼育者やボランティアが一般から迫害されないよう、多頭飼育者の生活を守り、同時に不適切な多頭飼育者による被害から近隣住民の生活を守るために、適切な監督、助言、規制を行い、非のない者まで取り締まられるような事のないよう、検討委員会を設置し、十分検討したうえでマニュアルを作成し、多頭飼育崩壊や近隣トラブルを未然に防ぐ事。</p>                                 | 120 | <p>御意見の趣旨につきましては、施策(2-3)に記述しております。</p>   | B                                |
| 16 | <p>行政による審査で認められたボランティアはその能力に応じて、集合住宅であってもその規約に沿う数以上の保護する事を行政により許可する事。</p>   | 120 | <p>集合住宅等賃貸物件における飼養頭数の制限は、貸し主と借り主双方の賃貸契約に基づくものであり、行政の許可をもって賃貸契約の制限頭数を超えて飼養することは困難と考えます。</p>   | D                                |
| 17 | <p>多頭飼いや外で多頭エサやりをしている者で不妊手術をしていない者へは不妊手術の指導を行い、本人が高齢などで捕獲や搬送が困難な場合はボランティア等に依頼し代行させ、金銭面での相談・病院の紹介等を行う。金銭面や健康面以外の身勝手な理由で指導を聞かず迷惑行為を繰り返す者へは罰金、動物の所有権剥奪などの措置をとる。</p>  | 115 | <p>御意見の趣旨につきましては、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。迷惑行為を繰り返す者に対しては、法に基づき適切に対処して参ります。なお、現行では所有権剥奪については、困難と考えます。</p>   | C<br>(一部D)                       |
| 18 | <p>飼い主が高齢や病弱などで、動物の世話が困難となり周囲に著しい迷惑をかけると判断されるほどの多頭飼育者の場合は、飼い主の心情に配慮した上で、適切な数に調整するためにボランティア等によって新しい飼い主を探すために保護を依頼する事。この場合かかる費用は本人負担が基本だが、困難な場合はボランティアに負担させるような事はせず、行政が支援する。また、非のない者まで取り締まられるような事のないよう、検討委員会を設置し、十分検討したうえでマニュアルを作成すること。</p>       | 115 | <p>御意見の趣旨につきましては、ボランティアとの連携、協働を推進していく中で検討して参ります。</p>   | C                                |

|    |   |     |  |            |
|----|---|-----|--|------------|
| 19 | 身勝手な理由による不適切飼育とそれに伴う迷惑行為や、飼育放棄を含む虐待や遺棄に関する対応マニュアルを作成し、該当者には飼育に関する継続的な指導や所有権剥奪などの取り締まりを行う事とする。特に虐待疑いの事例が発生した場合には、「専門の調査員」と区市町村や動物愛護推進員等が、「警察」と連携して、虐待の通報に基づき調査・捜査や摘発を行えるようにする。 | 114 | 御意見の趣旨につきましては、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。また、現行では所有権剥奪については、困難と考えます。   | C<br>(一部D) |
| 20 | 動物愛護管理法及び狂犬病予防法違反事例が発見された場合は、警察とボランティアや動物愛護団体等による連携体制をとり必要に応じて、動物の保護、及びその所有権を剥奪できる事とする。   | 114 | 御意見の趣旨につきましては、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。また、現行では所有権剥奪については、困難と考えます。   | C<br>(一部D) |
| 21 | 専門の調査員・調査員が所属する機関は、動物愛護先進国の手法等により創設・育成する方向で、根拠法律制定を国に、条例制定を都道府県に、それぞれ求める事とする。専門の調査員は、できるだけ、特別司法警察職員とする方向で、国に立法措置を求めていく事とする。   | 114 | 御意見の趣旨につきましては、動物愛護管理行政への御意見として拝聴いたします。   | E          |
| 22 | 施設に持ち込む飼い主には、持ち込みに至るまでの詳細、理由と名前の記入を義務付け、殺処分映像または実際の処分現場を見せる事とする。  | 104 | 引取り申請（依頼）に際し、引取りの経緯や理由等の聴取、申請者住所氏名の記載、引取りの再考や新たな飼い主探しに関する指導等を実施しております。また、殺処分の映像や実際の処分現場を見せる事については、今後検討させていただきます。 | B          |
| 23 | 引取りを依頼した場合は、動物病院で安楽死（譲渡時の諸検査）と同等の持ち込み料、依頼料を徴収し、飼育費用代金や治療を要するものも別途に追加徴収することとし、それを収容動物のケアやその他かかる費用に当てる。   | 104 | 御意見の趣旨につきましては、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。なお、現在、引取り手数料の有料化に向け検討しております。   | C          |
| 24 | 愛護センター内での感染症や寄生虫等の感染を未然に防ぐために、センター内で他の動物と接触させる前に蚤、ダニ、疥癬、しらみ等の駆除、血液検査、検便検査を行う事を義務付ける。持ち込む飼い主等が事前にそれらの要項を済ませたという獣医師からの証明書を持参した場合はこの限りではない。                                      | 104 | 動物愛護管理センターにおいては、感染症等が疑われる動物が収容された場合は、隔離室にて保管しております。  | B          |
| 25 | 愛護センターの広報活動をもっと工夫してほしい。家庭で、犬を飼う時に毎日これだけの生命が、こんな形で失われているんだということを話題にできるように、ニュース番組や新聞などで現状報告してほしいです。   | 1   | 御意見の趣旨につきましては、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。なお、今後ともマスコミへの情報提供や取材依頼等にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。                              | C          |
| 26 | 保健所での殺処分という処置の仕方では、生きられる命を人間の勝手な行いで絶ってしまうだけで、根本的な解決には全く至りません。県民の方々に動物の飼い方・接し方・病気の知識など必要な全ての事を知ってもらわなくては、根本的な解決には至らないと思います。根本的な県民の意識改革を望みます。                                   | 1   | 御意見の趣旨につきましては、施策（2-1）に記述しておりますが、より具体的に記述を修正いたします。  | A          |
| 27 | 避妊去勢を徹底するため、啓発と同時に、避妊去勢に対する補助制度を確立し、積極的な対策を取るべきである。   | 1   | 御意見の趣旨につきましては、動物愛護管理行政への御意見として拝聴いたします。   | E          |
| 28 | 人々の意識を変えていく啓蒙活動もかなり重要だと考える。   | 1   | 御意見のとおり、各施策を推進して参ります。  | B          |

|    |  |     |  |            |
|----|--|-----|--|------------|
| 29 | <p>犬のけい留について<br/>         飼い犬の逸走を防ぐため、また人間への噛付きを防ぐために、犬をけい留することを義務付ける場合、犬に十分な運動量、飼主との触れ合い、コミュニケーション、及び犬がその犬種にあった環境で暮らせることを飼主が確保した上での措置も同時に求めるべきである。こうした諸条件を無視して、単にけい留だけを義務付けるのは、逆効果である。犬が、人に危害を加えたり、吼え続けたりするのはストレスや怯え、及び飼主の不十分な躰が主たる原因である。だとすると、けい留のみを強調することにより、かえって犬のストレスを増大させ、結果的に犬の引取り数や処分数を増やしかねない。</p>  | 7   | <p>御意見の趣旨につきましては、施策（2-2）に追記いたします。</p>  | A          |
| 30 | <p>「咬傷事故については、飼い犬の『放し飼い』によるものが最も多い」とありますが、16ページの現状の記述では、実際に事故を起こしているのは9割が飼い犬であり、しかも最も多いのは係留中の事故（34.5%）と記されています。係留中の咬傷事故がこれほど多い原因の一つとして、犬をつないだままにしていることに起因するストレスによって、攻撃性が現われている可能性があります。たしかに犬には係留の義務がありますが、それゆえに毎日の散歩等じゅうぶんな運動をさせてやるのが飼い主の義務であることを、あわせて記していただくようお願いいたします。</p>   | 2   | <p>御意見の趣旨につきましては、施策（2-2）に追記いたします。<br/>         また、【現状】、【課題】、【展開】の該当箇所で文言に齟齬が生じていることから、修正いたします。</p> | A          |
| 31 | <p>県の事業概要によると、大型犬の収容頭数が毎年400頭前後もあり、2006年度には闘犬のピットブルが55頭（捕獲21、引取35）、土佐犬17頭（引取17）もが収容されています。2003年には米軍嘉手納基地のアメリカ兵が飼育していたピットブルが女性の指を噛みちぎるといふ事件も起こっています。安易に飼育して安易に遺棄をすることのないように、闘犬や大型犬の飼育は厳しく規制する措置を取るべきと考えます。</p>  | 2   | <p>闘犬や大型犬の飼育規制の強化については、現行では困難と考えますが、施策（2-2）に記述のとおり適正管理について指導を強化して参ります。</p>                         | D          |
| 32 | <p>「ピットブル」といった一般に獰猛であり厳重管理が必要とされ、特殊な飼育経験や管理が必要な犬については登録を徹底し、その状況を毎年確認をするなど特別な配慮が必要であると思う。また、現時点での実態調査を行われることを提案します。</p>  | 1   | <p>御意見の趣旨につきましては、施策の実施にあたり検討させていただきます。</p>   | C          |
| 33 | <p>住宅街での野良猫対策として、TNR活動（野良猫の不妊手術をし元の場所に戻す事。不妊手術する事で一代限りの命の存在を認め、餌やりの禁止などせずに地域の同じ住民として見守るという考え方。野良猫数や苦情数を減らすために現在最も一般に行われている活動。）の啓発強化とルール作りを行政が主体となって行う事。<br/>         以下に該当する者へ行政が強く指導を行い、その後改善しなければ何らかの罰則を科せられるような条例の改善等を検討する事。<br/>         1. 「TNR活動」を拒絶し妨害する人。<br/>         2. 「地域猫」と称して中途半端なTNR活動をする人。<br/>         3. 無責任なエサやりや不妊手術に協力しない人。<br/>         4. 地域ねこを否定し拒絶する人。<br/>         TNR活動のルールとして。<br/>         1. 野良猫、捨て猫が多い地域や野良猫による苦情数の多い地域では、ボランティアの協力を得て問題解決に取り組むべく、地域へ働きかける。その際、猫の不妊去勢及び、怪我や病気治療に関してボランティア任せにするのではなく「地域の問題」として地域全体で取り組むように自治会等に指導し、費用の捻出法などアドバイスや、野良猫の不妊手術を安くしてく</p> | 108 | <p>御意見の趣旨につきましては、施策（2-3）に記述しております。<br/>         TNR活動については、今後、地域、市町村、ボランティア等</p>                   | B<br>（一部C） |

|    |   |     |  |   |
|----|---|-----|--|---|
|    | <p>れる獣医師の紹介をする。（そのために獣医師会との連携も持つ必要がある。）</p> <p>2. 元からの餌やりを教育し、餌やりの場所と時間を固定し、後片付けをきちんとする等の指導を行う。</p> <p>3. 排泄物の処理等が効率的にできるように、餌やりやトイレの設置についての場所に公園等、公共の場の使用を許可すること。</p> <p>4. 行政からボランティアに依頼しTNRされた猫については、行政が責任を持って対処すること。</p> <p>5. 活動開始から数年経っても管理地域の猫の数や苦情数が減少しない場合は、その原因調査を行い解決策を立て実行すること。</p> <p>6. 活動に非協力的な住民には行政からの指導を行い、著しい妨害をする住民には罰金等の刑罰を科すこと。</p> <p>7. また、行政から獣医師会等へ動物ボランティアへの協力を促し、不妊手術・診察を「低料金」で行う獣医師の数を増やすよう努める事。</p> |     | と協議を重ね検討して参ります。  |   |
| 34 | <p>住宅地ではなく、公園や河川敷、公共施設など行政管理の土地での飼い主のいない猫対策の取り組みとして、行政内関係部局と施設等の管理者、市町村、ボランティア等が連携し、飼い主のいない猫対策を行えるよう、協力し支援する事。具体的には、そういった場所はすでにボランティアから問題視されている場合が多いので、ボランティアと連携し、現場の状況把握、ボランティアの活動への支援（獣医師会等へ働きかけ不妊手術の実施、餌場やトイレ設置、人手の確保、餌やりや遺棄・虐待に関する看板設置等の啓発強化など）等を行う。</p>  | 106 | 御意見の趣旨につきましては、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。   | C |
| 35 | <p>飼い主のいない猫の適正飼養管理に関するガイドラインの中に「行政主導による地域猫活動やTNR活動の推進」を明記して下さい。</p>   | 2   | 御意見の趣旨につきましては、施策の実施（ガイドライン等の作成）にあたり参考とさせていただきます。   | C |
| 36 | <p>16ページに記載されているように、「捨て犬猫がやんばるの希少な野生生物への脅威となっている」事実をふまえ、さらに捨て犬・捨て猫防止キャンペーンを進めていただきたいと思います。絶滅のおそれのある野生動植物のリスト、レッドデータブックには沖縄列島の固有種が多数記載されています。動物愛護関係者のみならず自然保護分野の関係者や地域住民とも連携して、固有種の保護と生態系の保全の観点からも、のら犬猫をなくしていくことの重要性を広く普及啓発していただきたいと思います。</p>  | 2   | 御意見の趣旨につきましては、平成14年度より、希少野生生物保護の観点から、自然保護部局と協力してペット動物の遺棄防止のための普及啓発に取り組んでいることから、該当箇所に追記いたします。 | A |
| 37 | <p>多頭飼育については、「所有者に対して、放し飼い等による危害の防止、周辺住民の生活環境に配慮した適正飼養（繁殖制限、衛生管理等含む）を強く指導していく」とありますが、従来から行政が繰り返し指導しても改善がなされない例がいくつもあります。県は今年7月に度重なる改善指導、勧告命令にも従わない悪質飼育者を刑事告発したとのことです。このような事態に至る前に対策が取れるように、多頭飼育規制条例の制定が行われる事を期待します。</p>   | 2   | 御意見の趣旨につきましては、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。   | C |
| 38 | <p>殺処分数が減少傾向にある犬に比べ、変化の無い猫の殺処分数を減らすため、飼い主不明猫への不妊去勢手術の助成金制度を県下各市町村区に導入して下さい。</p>   | 1   | 飼い主不明のねこに対する助成金制度の導入については、現実的に困難と考えます。   | D |
| 39 | <p>返還率を高めるには、単に飼主側に所有者明示措置を唱えるだけでは、充分ではない。行政側も、所有者が現われるまでに、十分な時間と場所を捕獲した動物のために確保し、安全且つ適切な譲渡プロセスを構築する必要がある。</p>  | 7   | 御意見の趣旨につきましては、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。   | C |

|    |   |     |   |                               |
|----|---|-----|---|-------------------------------|
| 40 | 飼主の現われない動物の生きる道を提供することにより、殺処分率も激減するはずである。   | 7   | 御意見の趣旨につきましては、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。  | C                             |
| 41 | 動物の習性および食費、ワクチン接種、疾患の治療などで要する金銭的負担を記載した飼養・譲渡マニュアルを作成する事。  | 107 | 御意見の趣旨につきましては、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。  | C                             |
| 42 | 施設では飼養希望者が動物の生涯飼育が可能である事を経済面、健康面、年齢等を考慮して審査し、飼養前の講習、徹底した説明、指導を受けた後での譲渡とする事。   | 107 | 譲渡希望者に対し適正飼養講習会の受講、終生飼養、関係法令の遵守等を要件として譲渡しております。   | B                             |
| 43 | 譲渡される動物は不妊手術が不可能な幼齢の場合や疾患等で獣医師等の診断により止むを得ないと判断された以外は不妊処置を行う事を義務化する。   | 107 | 動物愛護管理センターより譲渡される犬ねこについては、原則、避妊去勢手術を実施して譲渡しております。   | B                             |
| 44 | 譲渡後も追跡調査を行い、不妊処置の確認と飼育環境の確認は必須事項とするべき。不妊手術実施率によっては、不妊手術適応年齢を早める事も検討に入れる。  | 107 | 譲渡後の追跡調査については、現在実施に向け検討しているところです。   | B                             |
| 45 | 譲受人、その他動物の飼養者からの飼育に関する相談を受け、必要時は愛護推進委員やボランティアの紹介等する事。一般家庭での里親募集に関しても相談を受け付け、マニュアルに沿った譲渡を指導すること。   | 107 | 御意見の趣旨につきましては、既に実施しております。なお、沖縄県では譲渡要領を策定し対応しております。  | B                             |
| 46 | センター等での収容動物の扱いは最低限健康状態を維持できるように配慮すること。<br>オスメスの檻を分ける。<br>小型犬、大型犬を分ける。<br>老犬、仔犬、仔猫、老猫を分ける。<br>室温湿度などの調整。十分な給餌。<br>臨床経験豊富な獣医の常勤による健康管理。   | 104 | については、現状では対応が困難ですが、可能な限り雌雄別に保管したいと考えております。<br>については、状況に応じて個別に保管しております。<br>については、実施しております。なお、ねこは全て個別に保管しております。<br>については、既に実施しております。<br>については、施策(4-1)に記述しております。なお、職員の臨床研修については、施策の実施にあたり検討していきたいと考えております。 | : D<br>~ : B<br>: B (一部<br>C) |
| 47 | 収容動物に関する記録と、施設収容の動物死体に関する記録について、その収容場所、収容月日、動物の種類、収容時の状況、動物の写真、動物の状態や特徴を可能な限り詳細に記録・保存し、全国規模のネットワークを作り、問い合わせ時に速やかに正しい情報を提供できるようにする事。犬猫以外の動物や負傷動物も掲示方法を同じとし、飼い主が探しやすいようなシステムとする。これらの記録は最低一年は保存する事とする。 | 103 | 御意見の趣旨につきましては、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。なお、環境省の「収容動物データ検索サイト」へのリンクを予定しております。  | C<br>(一部B)                    |
| 48 | 掲示の方法はインターネットのみに限らず、「県政だより」等の地元の行政広報誌、新聞、ラジオ局、テレビ局等のメディアとも連携を図り、収容動物の返還・譲渡を目的とした掲示法を入れる事。   | 103 | 収容情報については、リアルタイムで情報提供が可能なインターネットが適していると考えております。なお、動物愛護管理センターの収容情報については、毎日更新しております。  | D                             |
| 49 | 引き取った動物の掲示・抑留期限は最低4週間とする。   | 96  | 現状では、御意見の期間を収容することは困難ですが、可能な限り生存の機会を与えられるよう努めて参ります。   | D                             |
| 50 | マイクロチップについては、法律で義務付けられている特定動物、特定外来種以外の個体への装着は推進するべきではない。  | 17  | 環境省告示で「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置」として、マイクロチップを含む識別器具の装着が規定されておりますが、法律で義務付けられている動物以外については、動物の特性や飼養又は保管の目的等に応じて、飼い主が識別器具を選択し、動物に装着すべきものと考えます。   | D                             |

|    |   |     |   |                      |
|----|---|-----|---|----------------------|
| 51 | <p>アニマルセラピー、補助・介助犬の育成<br/>                 保健所・愛護センター等に引き取られた犬・猫の取扱において、一般飼養者への譲渡と共に、アニマルセラピーに適した動物の選別を行うようにする。</p>   | 7   | <p>御意見の趣旨につきましては、動物愛護管理行政への御意見として拝聴いたします。</p>   | E                    |
| 52 | <p>展開として、「飼い主や県民に対し、犬鑑札、迷子札等の所有者明示措置の意義や役割をホームページ、各種公報媒体、パンフレット等啓発資料を活用して広く啓発する」とありますが、もう少し具体的な取組みが必要だと思います。市町村における犬の鑑札の様式の自由化を進め、親しみやすく機能性に優れた鑑札を普及させることが必要だと考えられます。<br/>                 また、犬猫の迷子札をペットショップや動物病院、市町村役場や公共の施設に備え付け、犬の飼い主なら誰でも自由に持ち帰ることができるようにするなどの案も考えられます。</p> | 2   | <p>御意見の趣旨につきましては、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。</p>   | C                    |
| 53 | <p>動物を繁殖させ売買をする場合は個人でも動物取り扱い業の登録を必要とする。</p>   | 105 | <p>御意見の趣旨につきましては、動物取扱業の対象として、既に実施しております。</p>  | B                    |
| 54 | <p>繁殖を行う個体の登録も義務とし、猫は1.5歳～6歳まで、犬は2歳～6歳まで、出産回数は年に1回に限り、それ以上の繁殖をさせた場合、虐待と看做す事とし取り扱い業を剥奪し、刑罰を与える。繁殖が出来なくなった動物は家庭動物として再登録させ、適切な飼養で終生飼育する事を毎年確認する。</p>   | 105 | <p>犬の場合、繁殖を行う個体も狂犬病予防法の対象であり、同法に基づく登録及び予防注射の実施を指導しております。<br/>                 また、現行では繁殖年齢や出産回数等の制限を設けることは困難と考えます。</p> | B<br>(一部D)           |
| 55 | <p>愛護センター等の行政の引き取り時には、すべて有料制にし、動物取り扱い業者からの引き取りを行う場合、一般市民の引き取りの金額よりも多額に設定する事。</p>  | 105 | <p>現在、引取り手数料の有料化に向け検討しております。なお、引取り手数料については、かかる経費を勘案して設定することから、相手により金額の差を設けることは困難です。</p>                               | B<br>(一部D)           |
| 56 | <p>動物を適正飼養しているか否かの基準を厳しく設け、1年毎の定期検査を行政が行う。もしくは、許可制を敷き、ガイドラインを満足しない業者には許可しないシステムを構築。こうすれば、以降の定期検査も、現在の登録制に比べ、質が上がる事が期待できる。</p>   | 7   | <p>御意見の趣旨につきましては、現行の動物愛護管理法で規定される基準等に対応しております。また、施策(2-5)に動物取扱業に関する記述をしております。</p>                                      | B                    |
| 57 | <p>動物取扱業者に対しては、沖縄の自然生態系の保全の観点から、自然保護部局とも連携してエキゾチックアニマルなど外来動物の安易な繁殖・販売を監視してください。また販売においては顧客に対して、決して遺棄してはならないこと(遺棄の絶対的禁止)を顧客に必ず説明するべきことを、強く指導してください。</p>  | 2   | <p>御意見の趣旨につきましては、現行でも自然保護部局(国・県)と連携し対応しているところです。また、遺棄の禁止については、動物取扱業者等に対し、なお一層指導を強化して参ります。</p>                         | B                    |
| 58 | <p>第2章の4「動物取扱業の適性化」について<br/>                 1.「現行の動物販売、繁殖業者」への「販売、繁殖頭数の制限義務」を盛り込んで下さい。<br/>                 2.「繁殖、販売業」の「新規出店、開業禁止」を追加して下さい。<br/>                 3.「悪質業者」に対する「業務停止命令」を対策に追加して下さい。</p>  | 1   | <p>1.、2.につきましては、現行の動物愛護管理法の規制では困難と考えます。3については、御意見の趣旨を施策(2-5)に記載しております。</p>  | 1.:D<br>2.:D<br>3.:B |
| 59 | <p>ペットショップなどで、むやみに動物が増えるのも1番の原因なので、むやみに増やさないよう厳しい規定をもうける。</p>   | 1   | <p>御意見の趣旨につきましては、動物の種類や数は、飼養施設の構造や規模並びに職員数に見合ったものとするよう規定されており、施策(2-5)に記述のとおり、監視・指導を実施して参ります。</p>                      | B                    |
| 60 | <p>「動物取扱業者が動物の愛護及び管理に関する法律の基準を遵守していない場合は、告発も含め厳正に対処します。」を追記して下さい。</p>   | 1   | <p>御意見の趣旨につきましては、施策(2-5)に記載しております。</p>  | B                    |

|    |   |     |   |            |
|----|---|-----|---|------------|
| 61 | 去勢不妊、ブリーダーの取締りを徹底させてほしい。  | 1   | 御意見の趣旨につきましては、施策（2-1）及び施策（2-5）を実施して参ります。  | E          |
| 62 | 動物実験は必要最小限とし、苦痛を伴うものは禁止すべきである。これに違反した者の氏名・機関名公表と罰則規定を策定すべき。   | 103 | 動物実験を禁止することは、現行では困難と考えます。なお、施策（2-6）に記述のとおり、指導、啓発に取り組みます。  | D<br>(一部B) |
| 63 | 動物実験を行っている研究機関は、その内容、必要性、動物の種類、頭数、実験後の処遇を明記したうえで公表すべき。  | 7   | 御意見の趣旨につきましては、今後の国や各自治体の動向を踏まえ、検討して参ります。  | C          |
| 64 | 第2章の5 施策2-6「実験動物の適正な取扱い」について<br>「動物に苦痛を与える行為」の具体例とその「禁止事項」を盛り込んで下さい。更に「実験の県民への公開」を追加して下さい。                | 1   | 「動物に苦痛を与える行為」については、動物種に応じて様々な例が想定されることから、事例ごとに判断していきたいと考えます。また、現行では、法的規制のない「禁止事項」や「実験の市民への公開」の追加は困難と考えます。 | C<br>(一部D) |
| 65 | 目標の「実験動物の飼養保管及び苦痛軽減等をめざす」ためには、まず、実験施設の所在や実験内容等の実態を把握する必要がある、これを実施するものとして下さい。                              | 1   | 「実験施設の所在や実験内容等の実態を把握」について、該当箇所に追記いたします。   | A          |
| 66 | 第2章の5 施策2-7「産業動物の適正な取扱い」について<br>「産業動物管理」において、「動物愛護法に違反した製品は流通、販売を禁止する」の内容を取組に追加して下さい。                     | 1   | 現行では、法的規制のない「動物愛護法に違反した製品は流通、販売を禁止する」内容を追加することは困難です。  | D          |
| 67 | 産業動物の適正な飼養保管においても、畜産部局の協力を得て、畜産農家や企業の所在や使用実態を把握しておく必要があります。公衆衛生と人畜共通感染症の対策の観点からも、危機管理対策の側面からも、これを実施して下さい。 | 1   | 御意見の趣旨につきましては、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。  | C          |

### 第3章 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項

|    |  |   |  |            |
|----|--|---|--|------------|
| 68 | 第3章の1 施策3-2「動物の遺棄及び虐待の防止に関する普及啓発」について<br>1. 県民に対する「虐待発見時の通報義務」を取組に追加して下さい。<br>2. 虐待を行った人物には一定期間の動物の飼養を禁止する措置を加えてください。                                      | 1 | 通報義務や禁止措置については、現行では困難と考えますが、1.については、御意見の趣旨を踏まえ、施策の実施にあたり広く県民に協力を呼びかけたいと考えます。 | D<br>(一部C) |
| 69 | 無責任な飼い主が、簡単に動物を捨て何の罪にも問われないのはおかしい。   | 1 | 御意見の趣旨につきましては、施策（3-2）に記述のとおり、飼い主に対して遺棄防止の周知を強化して参ります。                        | B          |
| 70 | 動物に虐待を行った者には、罰金プラス人間と同じように罪をつぐなうようにする。   | 1 | 御意見の趣旨につきましては、動物愛護管理行政への御意見として拝聴いたします。                                       | E          |
| 71 | 瀬長島に動物を置き去り、捨てに来たりする人が多いようですが目につく場所に看板の設置等をお願いします。捨てられたあと、その動物たちがどんな運命をたどることになるかももう一度考えてもらうためにも認識させるという意味でも殺処分されるまえの写真に掲載するなど現状を知ってもらうためにもあえて必要ではないかと思います。 | 1 | 御意見の趣旨につきましては、施策（3-2）に記述のとおり看板を設置して参ります。                                     | B          |

|    |   |   |  |                               |
|----|---|---|--|-------------------------------|
| 72 | <p>第3章の1 施策3-3「動物愛護の普及啓発活動の充実・強化」について<br/>動物の命が危ぶまれる事例について、救済の為に具体的な施策展開を追加して下さい。</p> <p>1. 「飼い主のいないねこ」「地域ねこの扱いのガイドライン」の作成を追加して下さい。</p> <p>2. 「多頭飼」等による「飼育困難の状態から動物を救うためのガイドライン」を追加して下さい。</p> <p>3. 「路上生活の人が飼養する動物の救済」を取組に追加して下さい。</p> <p>4. 「高齢者の飼養する動物のための対策のガイドライン」の作製を追加して下さい。</p> <p>5. 収容された動物たちに対し譲渡以外にも「生命救済措置の運用」を取組の中に盛り込んで下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛護団体等の連携による「スポンサー」の募集。</li> <li>・老健施設等の「訪問ボランティア犬・ねこ」の養成。</li> <li>・介助犬、聴導犬、災害レスキュー犬などの訓練施設と連携の上、収容犬の訓練が可能か検討する。</li> </ul> | 1 | <p>1. つきましては、施策(2-3)に御意見の趣旨に関して記述しております。</p> <p>2. 及び4. つきましては、ガイドラインの作成にあたって十分な検討が必要と考えます。</p> <p>3. 及び5. つきましては、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。</p> | <p>1. : B<br/>2. ~ 5. : C</p> |
| 73 | <p>第3章の1 施策3-4 「教育現場における普及啓発の推進」について<br/>学校教育の現場で、「動物遺棄、引取」の実態、「譲渡会、虐待防止」について児童、学生たちに伝えていく機会を設けて下さい。</p>  | 1 | <p>御意見の趣旨につきましては、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。なお、施策(3-4)「教育現場における普及啓発の推進」だけでなく、施策(2-2)の(3)「動物ふれあい教室」など様々な機会をとらえ、啓発して参ります。</p>                       | C                             |

第4章 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するための体制の整備に関する事項

|    |   |   |  |   |
|----|---|---|--|---|
| 74 | <p>虐待を疑う事例が発生した場合に市町村や動物愛護推進員と連携した対応ができるよう、担当者や動物愛護推進員に対して、*動物愛護先進国の手法などについて研修を実施して下さい。</p> <p>( * 英国王立動物虐待防止協会では、6か月間の研修を受けたインスペクター(調査員)が、24時間体制で動物の救助や虐待の通報に基づく調査や告発を行っている。 )</p> | 2 | <p>御意見の趣旨につきましては、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。</p>  | C |
| 75 | <p>第4章の2の5「関係機関との連携」について<br/>「鳥獣保護法」との連携を図り、「動物愛護」の普及を野生動物にも適用して下さい。</p>  | 1 | <p>負傷した野生鳥獣の取扱いについては、「動物愛護」の観点から負傷動物として動物愛護管理センター等でも受入し、鳥獣保護部局へ引き継ぐ等連携して対応しております。</p>    | B |
| 76 | <p>関係部局として別途、自然保護部局との連携体制の構築もあげてください。</p>   | 1 | <p>御意見の趣旨につきましては、該当箇所を追記いたします。</p>   | A |
| 77 | <p>動物ボランティアと協力体制を取って様々な問題の緩やかな解決を試みるべきである。また、ボランティアへの協力依頼ばかりだけでなく行政の推奨で動いているいう事を、広く県民にアピールすることも大切である。</p>   | 1 | <p>御意見の趣旨につきましては、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。なお、施策(4-2)動物愛護推進員の委嘱に際しては、広く県民へ周知することとしております。</p> | C |
| 78 | <p>動物愛護の最先端の国を見習うことが良いかと考えます。<br/>また、特にテレビ、などメディアに援助をして頂き、県全体、日本全国、世界全国の人々に現状を知って頂くことが好いと考えます。</p>  | 1 | <p>御意見の趣旨につきましては、動物愛護管理行政への御意見として拝聴いたします。</p>  | E |

第5章 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

|    |   |     |  |   |
|----|---|-----|--|---|
| 79 | <p>災害時、緊急に動物の避難などを行わなければいけない時は警察はボランティアや動物愛護団体等との連携をとり動物の一時避難等を行う。その為には、警察への動物愛護管理法に沿った知識の向上を図り、ボランティアや動物愛護団体等との協力体制を築き強化する事。</p> | 104 | <p>御意見の趣旨につきましては、第5章§1の2被災動物対策【展開】に記述しております。</p> | B |
|----|---|-----|--|---|

|     |   |    |  |            |
|-----|---|----|--|------------|
| 80  | 第5章1の2 「危機管理」「被災動物対象」について<br>「被災した動物とその飼養者が共に避難、生活できる体制のガイドラインの作成」を展開の中に加えて下さい。   | 1  | 御意見の趣旨につきましては、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。   | C          |
| その他 |   |    |  |            |
| 81  | 個人ボランティアや動物愛護団体に助成金等の補助を行うべきである。  | 83 | 御意見の趣旨につきましては、動物愛護管理行政への御意見として拝聴いたします。   | E          |
| 82  | 全体を通して具体性と現実性に欠けるので、もう少し各項目で具体的な計画を立てて欲しい。  | 40 | 本計画は国の基本指針に即して策定することとしております。各項目での具体的な計画については、現状や課題を踏まえ各施策の実施段階において最も効果的な方法を展開していく必要があると考えます。 | C          |
| 83  | 平日に（抑留犬等の）確認に行くのは困難な人間が多いため、土日オープンすべき。見学は一般人にも許可すべきである。（現在は犬猫を探している人間のみ許可しているため）現状を知るにも一般の見学は認めるべきである。  | 5  | 御意見の趣旨につきましては、今後の検討課題といたします。なお、動物愛護管理センターでは、体験学習や施設研修等を通じて一般への公開を行っております。                    | C<br>(一部B) |
| 84  | 引き取り手のいない収容動物をその各々の状況に応じて、聴導犬、盲導犬などの育成をし、社会貢献に寄与する。   | 1  | 御意見の趣旨につきましては、動物愛護管理行政への御意見として拝聴いたします。   | E          |
| 85  | 捕獲された犬・猫の譲渡をもっと積極的に、安全にするため専門のスタッフを置いてほしい。殺すことありきでの、捕獲や引取りには、大反対です！！！！  | 1  | 動物愛護管理センターには専門のスタッフとして獣医師を配置しております。また、収容される動物に可能な限り生存の機会を与えるよう努めて参ります。                       | B          |
| 86  | 保健所等に動物を持ち込む飼い主には、それなりの罰則、指導をする。  | 1  | 罰則はありませんが、引取りを依頼した飼い主の全てに対し、引取りの再考や新たな飼い主探しを含め指導を実施しております。                                   | B          |
| 87  | もっと動物に対して動いてください！   | 1  | 御意見の趣旨に添うよう、本計画を推進して参りたいと考えます。   | E          |
| 88  | 命を軽んじて、見捨て、虐待し。殺している今を変えてほしい。   | 1  | 御意見の趣旨に添うよう、本計画を推進して参りたいと考えます。   | E          |
| 89  | 殺処分状況も本来、もっと公にして、このようなことが起こらないように、一般市民に対するの促しなどを徹底することが大切だと考えます。それらにかかる費用もさることながら、その費用より殺処分する費用の方が後々圧倒的に多いことを考えていただきたいと思います。同じ費用をかけるのでしたら、命に無駄が無いように、一般市民の良心を活かす政策を心からお願いします。 | 1  | 御意見の趣旨に添うよう、本計画を推進して参りたいと考えます。   | E          |
| 90  | 猫殺処分が全国一だという重大さを考え（直し?）て頂きたい。行政が殺せばいい的考えでは何の解決にもならない。   | 1  | 御意見の趣旨のとおり、本計画を推進して参りたいと考えます。  | E          |
| 91  | 一時預かりとしてのシェルターの設置、広報の充実などは率先して行政が行うべき。  | 1  | 御意見の趣旨につきましては、動物愛護管理行政への御意見として拝聴いたします。   | E          |
| 92  | ペットの供給を民間のペットショップに委ねるのではなく、行政の管轄に置く。  | 1  | 御意見の趣旨につきましては、動物愛護管理行政への御意見として拝聴いたします。   | E          |

|    |   |   |  |   |
|----|---|---|--|---|
| 93 | 里親という形で永久に動物を渡すのではなく、一時レンタルとして行政が管轄するシェルターから貸し出すようにしてはどうか？レンタル料を発生させ、そこで得られる金銭でシェルター内の施設を充実させ、かつ事業を税金に頼ることなく運営する。 | 1 | 御意見の趣旨につきましては、施策の案（アイデア）として拝聴いたします。    | E |
| 94 | 県内の動物病院に協力を仰ぎ、「不妊・去勢」の実態調査といったことも必要なのではないか。   | 1 | 御意見の趣旨につきましては、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。   | C |
| 95 | 沖縄県だけでなく、全ての県で、きちんとしてほしいです。   | 1 | 御意見の趣旨につきましては、動物愛護管理行政への御意見として拝聴いたします。 | E |
| 96 | 観光立県の沖縄を目指すなら、大きな視野で自然や動物のコントロールをしていく必要があるのではないのでしょうか。  | 1 | 御意見の趣旨につきましては、動物愛護管理行政への御意見として拝聴いたします。 | E |

問い合わせ先

沖縄県福祉保健部 薬務衛生課 生活衛生・水道班  
 〒900-8570  
 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
 TEL：098-866-2215  
 FAX：098-866-2241  
 E m a i l：aa032000@pref.okinawa.lg.jp